

境港管理組合測量等業務調査基準価格及び成果品重点確認価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港管理組合測量等業務低入札価格調査要綱（鳥取県属地）（平成20年7月1日付。以下「低入調査要綱」という。）第2条に規定する調査基準価格及び境港管理組合測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年12月19日付。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第2条に規定する成果品重点確認価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年境港管理組合規則第6号）、業務関係積算基準及び標準歩掛（鳥取県県土整備部）、低入調査要綱及び成果品重点確認実施要綱で使用する用語の例による。

(調査基準価格及び成果品重点確認価格の設定権者)

第3条 調査基準価格及び成果品重点確認価格の設定権者（以下「価格決定権者」という。）は、事務局長とする。

(調査基準価格の算出方法)

第4条 調査基準価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出した額の合算額（予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てることとする。）に、100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

次に掲げる額の合計を算出する。

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

(2) 土木関係建設コンサルタント業務（3号に掲げる積算区分を除く。）

次に掲げる額の合計を算出する。

ア 直接原価の額

イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

ウ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費の項目を計上するもの。）

次に掲げる額の合計を算出する。

ア 直接業務費の額

イ 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

(4) 地質調査業務

次に掲げる額の合計を算出する。

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

(5) 補償コンサルタント業務

次に掲げる額の合計を算出する。

ア 直接原価の額

- イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）
 - ウ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の合算額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を調査基準価格とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り上げる。）を調査基準価格とする。また、特別なものについては、予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において価格決定権者が任意に定めることができる。

（成果品重点確認価格の算出方法）

第5条 成果品重点確認価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出したものの合算額（予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てることとする。）に、100分の110を乗じて得た額とする。

（1）測量業務

次に掲げる額の合計を算出する。

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

（2）土木関係建設コンサルタント業務（3号に掲げる積算区分を除く。）

次に掲げる額の合計を算出する。

- ア 直接原価の額
- イ その他原価の額
- ウ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

（3）土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費の項目を計上するもの。）

次に掲げる額の合計を算出する。

- ア 直接業務費の額
- イ 技術経費の額
- ウ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

（4）地質調査業務

アで算出した額とイで算出した額を合計する。

ア 次に掲げる額の合計を算出する。

- （ア）直接調査費の額
- （イ）間接調査費の額
- （ウ）諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

イ 解析等調査業務費については、2号で定める方法と同様の方法で算出した額。

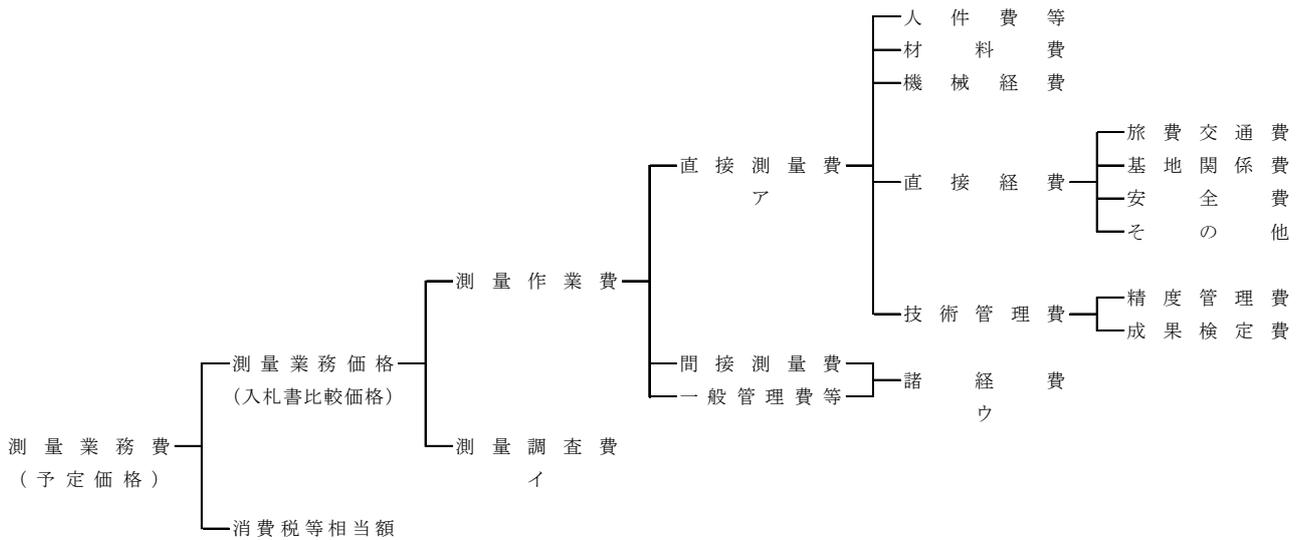
（5）補償コンサルタント業務

次に掲げる額の合計を算出する。

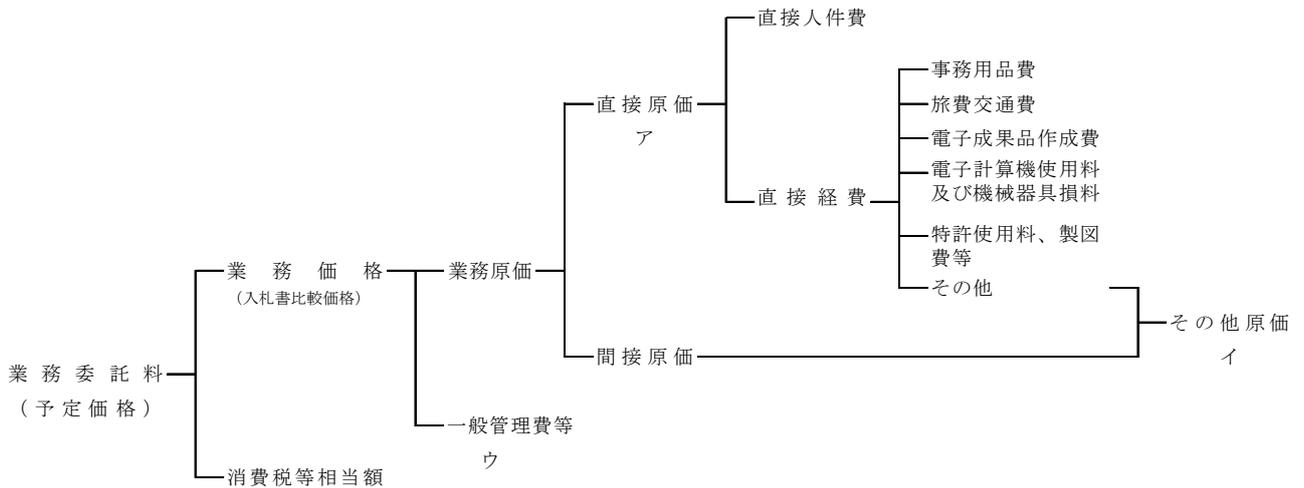
- ア 直接原価の額
- イ その他原価の額
- ウ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の合算額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を成果品重点確認価格とする。また、特別なものについては、予定価格の10分の8.5を上限として価格決定権者が任意に定めることができる。

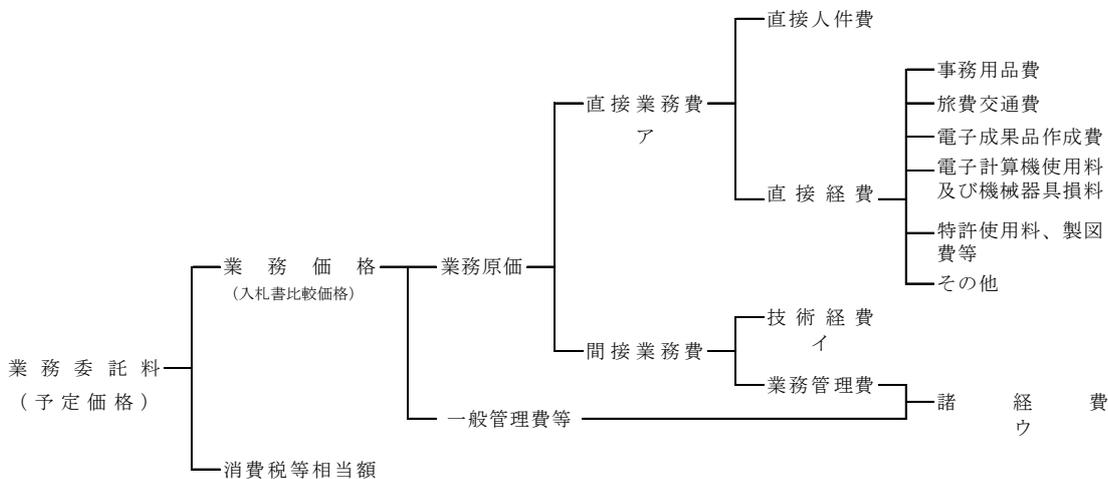
(表一) 測量業務の構成



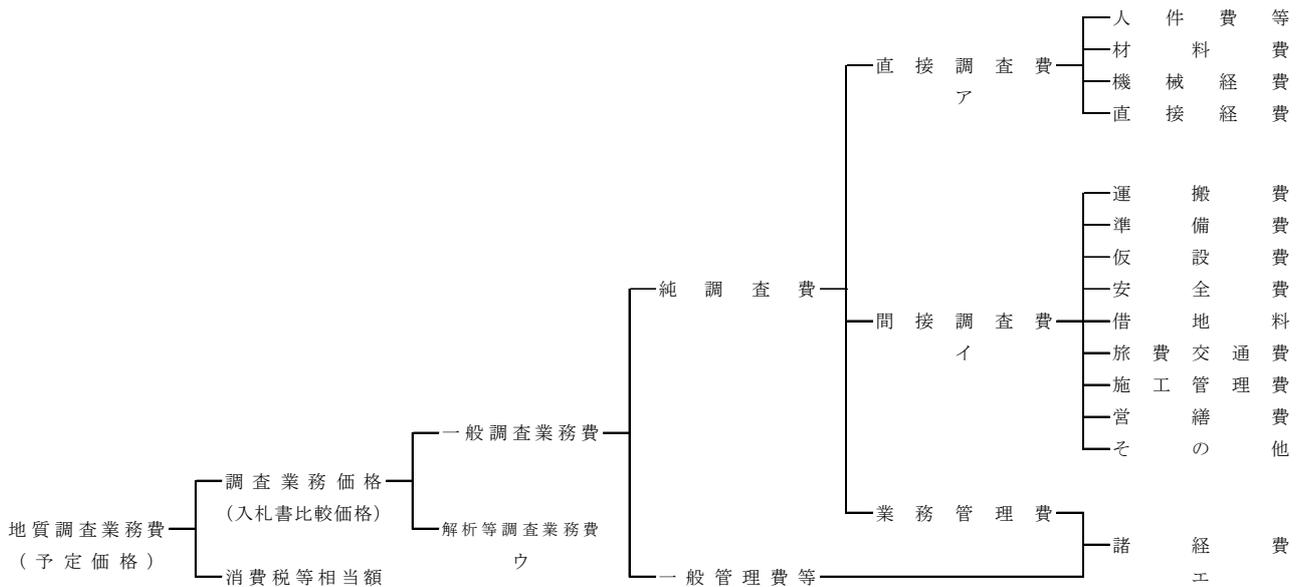
(表二) 土木関係建設コンサルタント業務の構成



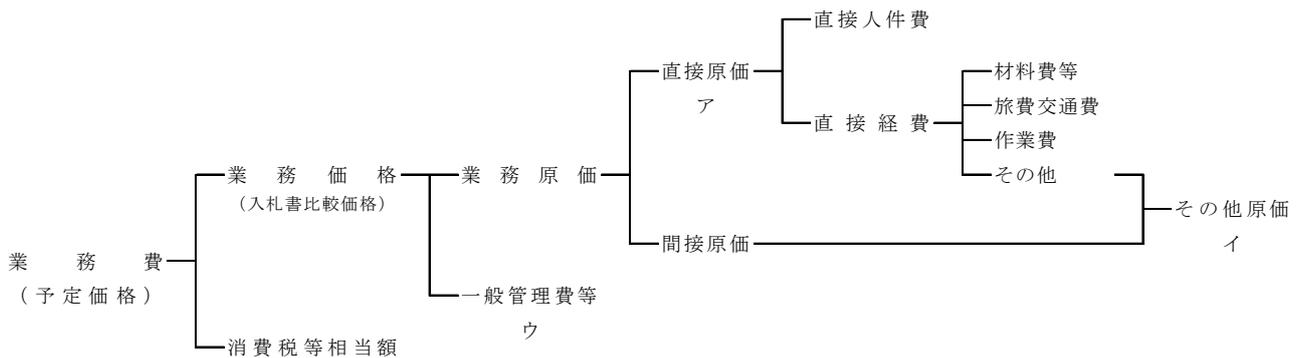
(表三) 土木関係建設コンサルタント業務 (積算に技術経費の項目を計上するもの。) の構成



(表一 4) 地質調査業務の構成



(表一 5) 補償コンサルタント業務の構成



附 則

この要領は、平成30年6月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

平成27年8月12日付「成果品重点確認価格の算定について」、平成29年5月1日付「調査基準価格の算定について」は、これを廃止する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。